

【仮称】

宇治市 今後の学校部活動の在り方について

【素案】

宇治市教育委員会

## 目 次

はじめに

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 学校部活動の地域展開等に向けて             | 1 |
| 1 学校部活動の地域展開等の考え方について       | 1 |
| 2 学校部活動の地域展開等の見通しについて       | 2 |
| 3 生徒の多様な活動機会の確保に向けて         | 3 |
| 4 指導者の確保や研修について             | 4 |
| 5 指導を希望する教員への対応について         | 5 |
| 6 保護者の負担について                | 5 |
| 7 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について | 5 |

### <本方針での主な用語>

| 表 記     | 用 法                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校部活動   | <p>学習指導要領上の部活動を指す。</p> <p>学校が主な活動場所となっている場合が多いが、地域の施設等が主な活動場所となる活動も含む。</p> <p>学校の教育課程外の教育活動に該当し、設置・運営は学校の判断により行われ、校長の管理監督下に置かれる。</p>                                                                                |
| 地域クラブ活動 | <p>地域の運営団体・実施主体によるスポーツ活動及び文化芸術活動を指す。「地域スポーツクラブ活動」と「地域文化クラブ活動」を合わせた表記である。</p> <p>学校の部活動が地域連携・地域移行され、さらに生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しむことができる状態を指すが、もともと地域で行われてきた活動等も地域クラブ活動となり得る。</p> <p>校長の管理監督下になく、学校の責任の範囲外で行われる活動。</p> |
| 地域移行    | 学校部活動から地域クラブ活動への転換                                                                                                                                                                                                  |
| 地域連携    | 学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動（拠点校部活動を含む）の実施                                                                                                                                                                             |
| 地域展開    | これまで「地域移行」と呼んでいたもの。                                                                                                                                                                                                 |
| 地域展開等   | 「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示したもの。                                                                                                                                                                                          |

## はじめに

宇治市では、スポーツを取り巻く環境の変化や計画の進捗状況を踏まえつつ、スポーツを通じて市民が心身ともに健康な生活を送れるとともに、スポーツを活かした宇治の魅力あるまちづくりを目指して、スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進しております。

また、文化芸術の振興においては、これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図りながら、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進しております。

その中で、学校部活動はスポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、体力や技能の向上を図る目的に加え、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要が求められます。

平成31年の中央教育審議会では、働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘されました。文部科学省はこれ受け、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が部活動の指導に従事しないとする方針を示しました。また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した検討会議から各提言が示されたことから、地域クラブ活動への移行に取り組むべく「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されました。

京都府では、学校部活動の地域連携・地域移行は、すべての学校部活動を一律に地域へ移行するのではなく、従来の学校部活動の課題解決や子どものニーズの充足等の観点から有効と考えられる場合に地域と連携し、より良いスポーツ・文化芸術環境の構築を目指していきたいという考えの下に、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境整備及び体験機会の確保の考えを示した「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」を令和6年3月に作成しました。

宇治市では、令和6年度から宇治市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置し、主として学校部活動の地域展開等について、検討を進めております。

以下に示すように、学校部活動の地域展開等は、少子化等による社会背景の変化の中にあっても、子どもたちが、多様なスポーツ・文化芸術活動が選択できるようにすることを目指すものです。未来の宇治市の子どもたちが、いきいきとスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境の整備を推進していきます。

なお、この「【仮称】宇治市 今後の学校部活動の在り方について」は、宇治市の部活動改革の取組状況の定期的なフォローアップを行いながら、全国や京都府の進捗状況等にも勘案し、見直し等を行うものとします。

## 学校部活動の地域展開等に向けて

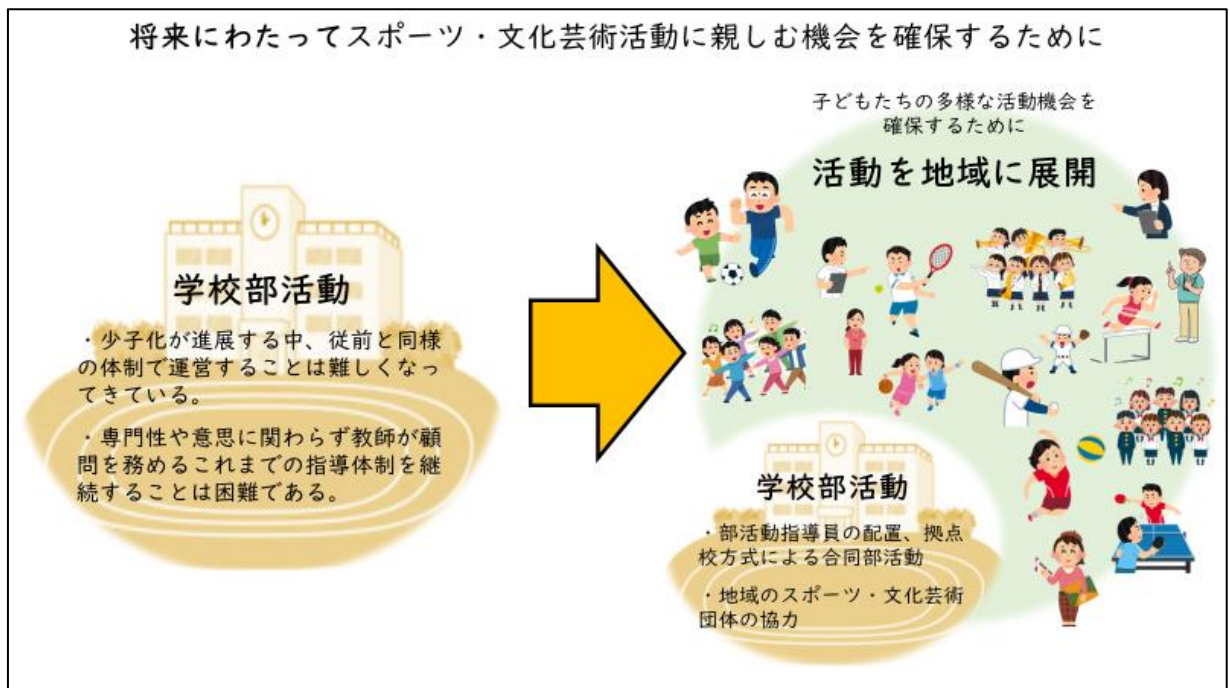
### Ⅰ 学校部活動の地域展開等の考え方について

学校部活動の地域展開等においては、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化芸術活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していくことが何よりも大切です。そのためには、現在、学校部活動の指導に関わっている部活動指導員だけでなく、スポーツ・文化芸術団体など、地域の様々な方に関わっていただくことが不可欠です。

その推進にあたっては、競技や地域の特性によって、様々な違いがある現状から、すべて同じように展開等をするというやり方ではなく、競技や地域の特性に応じ柔軟に進めていくことが必要です。

また、すべての学校部活動が地域で実施できることを目指すのではなく、スポーツ・文化芸術活動の実情に応じて、可能な範囲でできるものを実施していくことが、持続可能性の観点から大切です。地域で実施できるスポーツ・文化芸術活動においても、可能な範囲でできることを目指していきます。

[考え方のイメージ図]



### 2 学校部活動の地域展開等の見通しについて

#### (1) 学校部活動の地域連携について

子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境の整備に、一定の時間を要することが見込まれます。従来の学校部活動を継続しながらも、地域展開の実現を目指して着実に取組を進めるため、地域の協力を得て部活動指導員を適切に配置したり、拠点校方式による合同部活動も導入したりしながら、生徒の活動環境を確保します。

## (2) 休日の学校部活動の地域展開等について

ガイドラインでは、休日の部活動の地域展開等について、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付けています。早期の地域展開等が望まれるものではありませんが、検討・準備事項が多岐にわたることや、地域の協力を得ずして実現は難しいことから、時間をかけて進めていきます。

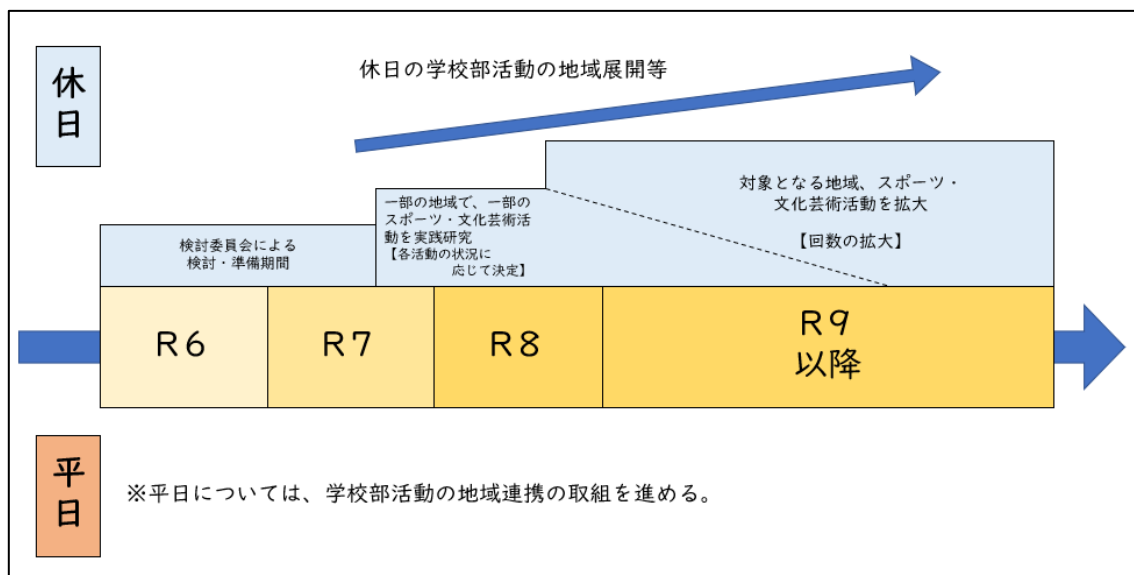
|         | 活動の範囲                      | 活動の頻度         |
|---------|----------------------------|---------------|
| 令和6年度   | 検討委員会による検討・準備期間            |               |
| 令和7年度   |                            |               |
| 令和8年度   | 一部の地域で、一部のスポーツ・文化芸術活動を実践研究 | ※各活動の状況に応じて決定 |
| 令和9年度以降 | 対象となる地域、スポーツ・文化芸術活動を拡大     | 回数の拡大         |

## (3) 平日の学校部活動の地域展開等について

ガイドラインでは、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進することが示されています。これは、子どもが多様なスポーツ・文化芸術活動に自主的・主体的に参加する中で、責任感・連帯感を涵養していくことから、学校部活動の地域展開等は、休日のみでなく平日までを達成することが求められているためと考えられます。

一方で、現状においては、平日の学校部活動の地域展開に関する具体的な期限はないため、現時点においては平日の学校部活動の地域連携の取組を進めることとします。

[宇治市の学校部活動の地域展開等のイメージ図]



### 3 生徒の多様な活動機会の確保に向けて

#### (1) 指導者について

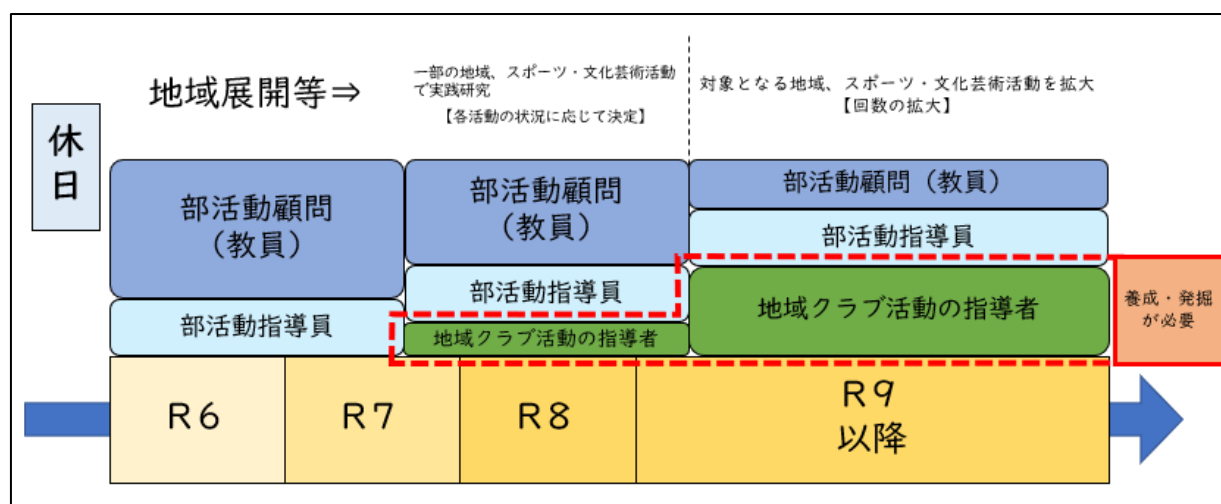
生徒が、多様なスポーツ・文化芸術活動に、主体的・自主的に参加できる機会を確保するには、持続可能性の観点から、地域の様々な方から関わってもらう体制作りが必要となります。

まず、現在、学校部活動の指導に関わっている部活動指導員の方に、地域展開等後の活動にも関わっていただくことが期待できます。また、指導を希望する教員が、兼職兼業の許可を得た上で、指導することも見込まれます。

地域には、個人的にスポーツ・文化芸術活動に携わってきた人や宇治市スポーツ協会、宇治市スポーツ少年団、宇治市総合型スポーツクラブ、宇治市文化芸術団体、社会教育関係団体など、市民を対象として実施している団体・クラブ等の中から、地域クラブ活動の指導者となり得る人が現れるものと期待できます。

また、生徒にとっては、上記の地域クラブ活動に限らず、民間のスポーツ・文化芸術関係クラブや、スポーツ少年団、社会教育関係団体なども、選択肢となり得ます。

[休日の学校部活動の地域展開等の指導者配置のイメージ図]



#### (2) 運営団体について

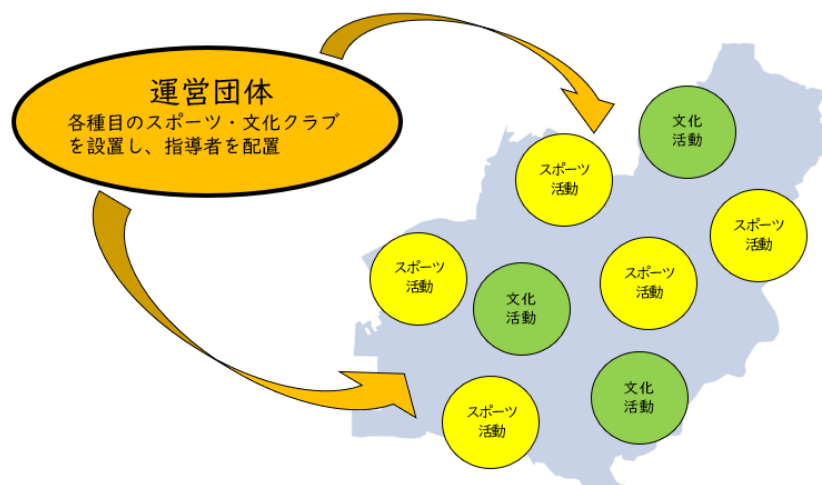
(1) で述べたように、地域の様々な方による、様々なスポーツ・文化芸術活動を整備していくことが求められますが、その場合、活動を管轄する運営団体が不可欠となります。必要に応じて、スポーツ活動と文化芸術活動それぞれにコーディネーターを設置することも考えられます。

運営団体については、地域のスポーツや文化芸術の活動状況等に関する識見があり、学校部活動の地域展開等に熱意のある人物や団体が望ましいです。当面の間は、市が運営団体となり進めていくとします。

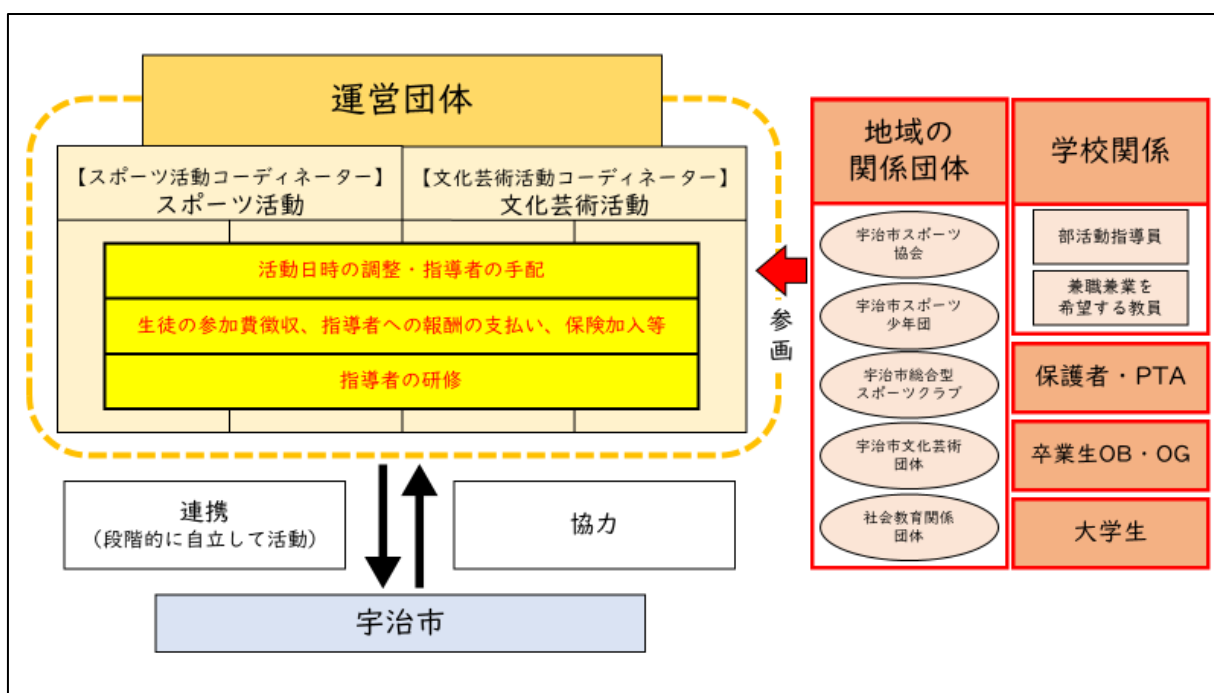
運営団体は、各地域クラブ活動の活動日時の調整や指導者の手配、生徒の参加費徴収、指導者への謝金の手配、指導者の研修などの状況を把握することが求められます。

地域クラブ活動の運営にあたっては、持続可能性の観点から、運営団体と市が互いに協力し合い、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境を作っていきます。

[運営団体及び地域の指導者のイメージ図]



※将来の理想像



## 4 指導者の確保や研修について

### (1) 指導者の確保について

指導者の確保にあたっては、3に記載したような、地域の多様な方が関われる仕組み作りが大切です。多くの指導者を確保する体制を早期に確立することが求められていますが、地域の方の理解を得て、自発的に協力いただくことが望ましいため、周知をていねいに進め、指導者を段階的に増やしていくことが現実的です。

学校の部活動指導員や宇治市スポーツ協会、宇治市スポーツ少年団、宇治市総合型スポーツクラブ、宇治市文化系団体、社会教育関係団体等から指導者を確保することが考えられます。さらに、指導を希望し兼職兼業の許可を得た教員を加えるなどして、体制を整えていきます。大学生の協力や、企業との協働が図られれば、さらに指導者を確保することができます。

## (2) 指導者の研修について

地域クラブ活動の指導者については、特に今後３年間の地域展開等の時期にあっては、学校部活動との連携が意識されるところであり、については、指導者は技術指導のみならず、教育的側面についても理解した人物が指導にあたることが望ましいです。

研修の仕組みとしては、当初は宇治市が主体となって研修会を実施し、指導者研修コンテンツ等を活用して、指導者研修を行っていくこととします。

## 5 指導を希望する教員への対応について

学校部活動が地域展開等された場合の教員の働き方については、令和５年１月に示された「公立学校の教師が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」において明示されているとおり、地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、関係者への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応していきます。

## 6 保護者の負担について

これまでの部活動では、教員が指導を担っているため指導料が生じず、よって保護者が部活動で負担する金額は、比較的低廉でした。しかし、地域クラブ活動においては、指導料の発生することなどが見込まれ、活動にかかる金額が増えるのは確実です。

地域において長期的に活動を行っていくことができる持続可能性という観点から、地域クラブ活動においては、受益者負担を原則としていくことは避けられません。その際、費用負担増によって参加できないことがないよう、家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも地域クラブ活動に親しむ機会を確保することは重要です。

国の動向を注視しながら、経済的に困窮する家庭の地域クラブ活動への参加を支援するため、費用負担の在り方等、すべての生徒が地域クラブ活動に参加しやすい環境の整備に向けた取組を検討していきます。

## 7 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について

部活動の地域展開等の推進にあたっては、学校や保護者、関係団体等に関する周知が不可欠です。

本検討委員会で宇治市の部活動の地域展開等についての考えが明確に示されることになり、方針の内容について、関係者に早期に周知し、理解を得て、学校、保護者、関係団体等、すべての関係者と共に、地域展開等を進めていきます。